学校における働き方改革基本方針

杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」

令和７年４月

杉 戸 町 教 育 委 員 会

目　次

１　学校における働き方改革の経緯と目的･････････････････････････　１

２　目標･･　２

３　杉戸町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組

（１）教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現･･･････････････　４

（２）教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立･･･････････････　４

（３）教職員の健康を意識した働き方の推進･･･････････････････････　５

（４）保護者や地域の理解と連携の促進･･･････････････････････････　５

１　学校における働き方改革の経緯と目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

埼玉県教育委員会が実施した令和６年度教職員の勤務状況調査によれば、本県における教諭の時間外在校等時間について、月４５時間以内である者の割合は、小学校８２％、中学校６２％となり、年３６０時間以内である者の割合は、小学校４３％、中学校３１％という結果が示されました。この現状は、月４５時間以内及び年３６０時間以内の割合を１００％にするという目標の達成には依然として距離があり、教職員の在校時間の長時間傾向が顕著であることを示唆しております。

近年の学校を取り巻く環境は、その複雑性と多様性を増しており、学校が担うべき役割は拡大の一途を辿っております。児童生徒に育成すべき資質・能力の向上に向けた授業改善、深刻化するいじめや不登校への対応、そして急速に進展するＩＣＴ教育の推進など、喫緊の課題に対応するためには、これまで以上の時間的余裕の確保が不可欠であります。

教員は、日々の教育活動において、児童生徒の健全な成長を支え、未来を切り拓く力を育む重要な役割を担っております。その責務を果たすためには、教員が心身ともに健康な状態で、授業準備をはじめとする専門性の高い教育活動に全力を傾注できる環境を整備し、もって学校教育の質の維持向上を図ることが急務であります。

国においては平成３０年６月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を成立しました。また、平成３１年１月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。これを受け、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、時間外在校時間の上限の目安として、原則１か月当たり４５時間以内、１年当たり３６０時間以内等を示すに至りました。

埼玉県教育委員会においても、令和元年９月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始しました。そこから、国及び県の実態を踏まえながら、令和４年、令和７年に同基本方針を改訂しております。特に、令和７年の改訂において、働き方改革の目的を「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と明確に位置付け、子供たちのための働き方改革であることを改めて示しました。

杉戸町立小・中学校においても、教諭の在校等時間の長時間傾向があり、その結果、「授業やその準備に集中できる時間の不足」「子供と向き合う時間の減少」、さらには「自ら専門性を高めるための時間の確保の困難さ」、そして、「教職員の健康維持増進への懸念」といった課題が顕在化しており、早急な対応が求められています。

埼玉県教育委員会の方針改訂を受け、杉戸町における「学校における働き方改革基本方針」についても改訂を行いました。

杉戸町教育委員会といたしましては、今後も、教職員が元気で生き生きと、子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消、負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。

２　目標

教員の在校等時間の超過勤務の上限（原則）…①月４５時間以内　②年３６０時間以内

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立（ウェルビーイング）

在校等時間とは、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づくものです。

在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間＋③校外の研修や子供引率等の時間－休憩時間

① 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間。

② 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

③ 校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務の命令に基づくもの以外も含める。

＊ 行政職員等については、「３６協定」を締結する。締結している中で、働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

＊ 自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」に含まれない。

＊ 週休日や休日の業務も、校務として行っている勤務時間については、「在校等時間」に含まれる。

○ウェルビーイングとは・・・

Well(よい)＋being(状態)のこと。

WHOによると、「個人や社会のよい状態」という意味。

◇教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定する以下（１）及び（２）とします。

（１）原則、以下のア及びイを満たすものとします。

ア　１か月の超過勤務が４５時間以内

イ　１年間の超過勤務が３６０時間以内

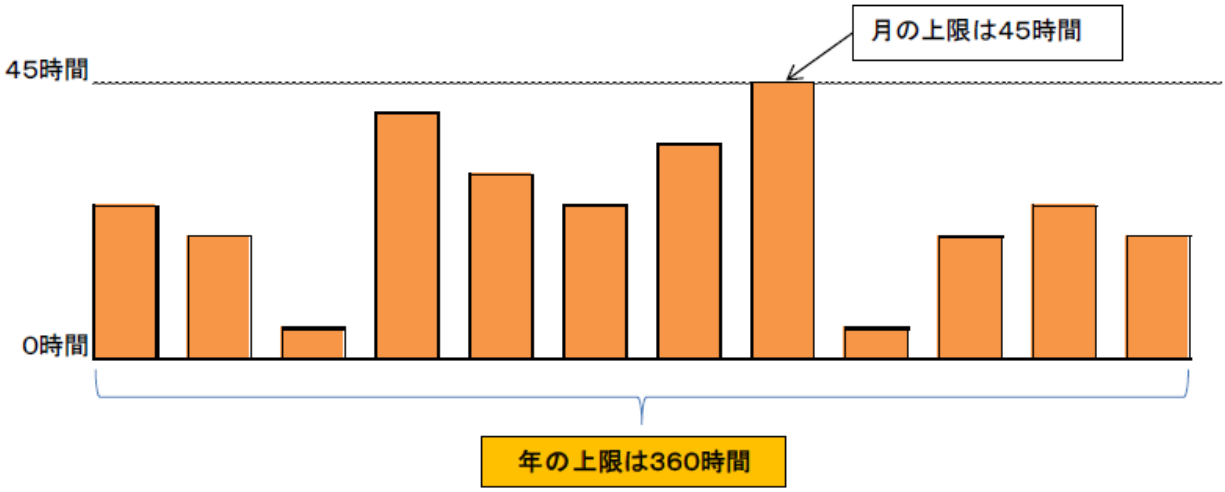

（２）特例的な扱い

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、以下のア及びイを満たすものとします。

ア　１年間の超過勤務が７２０時間以内

イ　① １か月の超過勤務が１００時間未満

② 連続する複数月（２か月、３か月、４か月、５か月、６か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の１か月当たりの平均が８０時間以内

③ １か月の超過勤務が４５時間を超える月が６か月まで

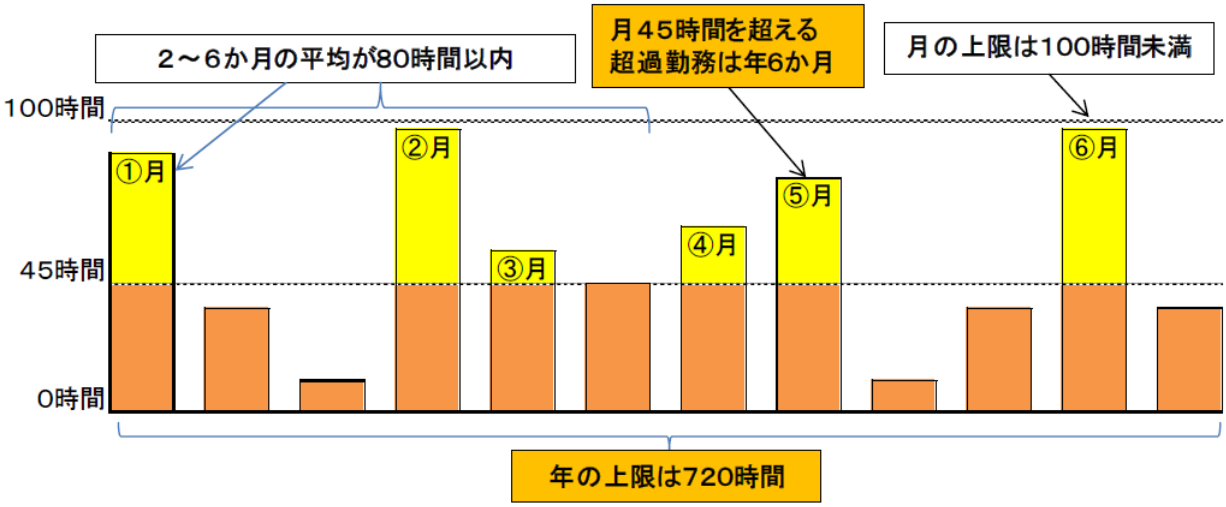

ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とします。

３　杉戸町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組

（１）教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

教育条件整備

○【町】町教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、２年次は削減、５年次は町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問及び、町教育委員会によるプロジェクト訪問、プロジェクト公開授業の研究授業と兼ねられるようにします。

○【町】町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の運営方法を変更します。

・公開授業指導案を簡略化します。
・公開授業に対する分科会を行わず、全体会の充実を図ります。
・過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮します。

○【町】町教育委員会が主催する研修会等について、精選するとともに、目的と時間を明確にし、実施します。

○【町・学校】町教育委員会と、町教育研究会が行う研修等で、協賛できるものを検討し、改善していきます。

○【町・学校】授業時数及び学校行事に係る時数を明らかにし、計画的に教育課程を実施していきます。

○【町】各学校の学校給食費徴収事務を町教育総務課学校給食センターに移管します。

○【町】県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進します。

校務ＤＸ・ＴＸの推進

○【町】成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減を図るために、「校務支援システム」の活用を推進します。

○【町】全中学校にデジタル採点システムを導入し、採点時間を短縮するとともに、採点ミスの減少に努めます。

○【町】授業用端末の利便性が向上できるように努めます。

外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

○【町】教育支援員・学習指導員等を各校へ配置し、教職員と連携した効果的な活用を推進します。

○【町】ＩＣＴを活用した事例収集し、ＩＣＴ教育推進委員会で共有を図ります。

（２）教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

働きやすい職場環境の整備

○【町】週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で周知します。

○【町・学校】「ふれあいデー」を毎月２１日前後で設定できる日とします。

教員としての充実感の向上

○【町・学校】児童生徒と向き合う時間を確保し、業務の効率化を推進します。

○【町・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいを高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図ります。

柔軟な働き方の推進

○【町・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。

○【町・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

ストレスチェック等の活用推進

○【町】教職員を対象とした、ストレスチェックを実施し、教職員自身によるストレスへのセルフケアと、職場環境の改善へとつなげます。

○【町・学校】ストレスチェック集団分析を活用し、教職員の健康管理に努めます。

（３）教職員の健康を意識した働き方の推進

労働安全衛生法に基づく職場改善

○【町】学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。

「勤務管理システム」に基づく学校支援

○【町・学校】教職員の健康管理推進のため、ＩＣカードによる客観的な方法で在校等時間を確実に把握していきます。

○【町・学校】各校で「働き方改革推進委員会」を実施し、町内小・中学校で取組事例を共有します。

○【町】校長会議等で、先行事例の紹介を行い、各校の働き方改革を普及します。

（４）保護者や地域の理解と連携の促進

働き方改革に関する理解促進

○【町・学校】「学校閉庁日」を毎年８月１２～１６日とします。

○【町・学校】町教育委員会作成のリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。

○【町・学校】「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」に関する趣旨を確実に周知する

とともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛けます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働き掛けます。

○【町・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛けます。

地域の協力・連携

○【町】１８：００から７：３０までは留守番電話を導入します。

○【町・学校】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を実施し、保護者・地域の人材を活用していきます。